

【改訂】

学校関係者の感染状況のデータやその分析、清掃・消毒等について改訂しました。
本マニュアルについて、自治体の衛生主管部局にも共有いただくようお願いします。

事 務 連 絡

令和2年8月6日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を 御中
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について

この度、令和2年5月22日に発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を改訂しましたので、お知らせします。

主な改訂箇所は、別紙の通りとなります。

本マニュアルは、令和2年8月6日時点での最新の知見に基づき改訂したものであり、おおむね1ヶ月に1度を目安に新たな情報や知見が得られた場合には、見直しを行うことを予定しています。

また、本マニュアルについては、自治体の衛生主管部局にも共有いただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

○下記以外の保健指導・衛生管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918・2976)

○身体的距離の確保にかかる人的体制の確保に関すること

- ・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内3704)
- ・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課(内2533)
- ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)

○障害のある児童生徒等に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)

○教職員の勤務に関すること

- ・公立学校について 初等中等教育局 初等中等教育企画課(内2588)
- ・私立学校について 高等教育局 私学部 私学行政課(内2533)
- ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)

○各教科の指導に関すること

- ・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)
- ・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)
- ・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)(内3163)

○部活動に関すること

スポーツ庁 政策課(内3777)
文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)

○修学旅行等に関すること

- ・修学旅行について 初等中等教育局 児童生徒課(内2389)
- ・遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事について
初等中等教育局 教育課程課(内2903)

○学校給食に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)

○学校図書館に関すること

総合教育政策局 地域学習推進課(内3717)

○幼稚園における指導に関すること

初等中等教育局 幼児教育課(内2376)

主な改訂箇所について

1. データやその分析を追加

- ・ 学校が本格的に再開された6月1日以降の児童生徒、教職員の感染状況についての感染経路等のデータや、年代別罹患率等のデータ・分析等を記載。

2. 学校施設の清掃、消毒に関する新たな内容を追加

- ・ 通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れる考え方を提示。発達段階に応じて児童生徒がこれらの作業を行ってもよいこと、スクール・サポート・スタッフや地域学校協働本部による支援等、地域の協力を得ることなどについても記載。
 - ・ 床は通常の清掃活動の範囲で対応
 - ・ 机・椅子の特別な消毒は不要、必要に応じて家庭用洗剤等を用いて拭き掃除
 - ・ 大勢がよく手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は一日一回、消毒を行う。（家庭用洗剤等を用いた拭き掃除で代替可能） など
- ・ 上記に加えて特別な消毒作業は基本的には不要であること、その上で消毒作業を実施する場合は外部人材を活用することや、過度な消毒とならないような配慮等について記載。
- ・ 消毒の方法について最新の検証結果等を反映（次亜塩素酸水等）。

3. 気温・湿度や暑さ指数が高い日のマスクの取扱いの記載を充実

- ・ 常時マスクを着用することが望ましいとの記載から、身体的距離が十分とれない場合には着用すべきとする記載に変更。
- ・ 熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、気温・湿度や暑さ指数が高い日にはマスクを外す※よう明記。
- ・ 登下校時も同様に気温・湿度や暑さ指数が高い時はマスクを外す※よう指導（自分で判断が難しい子供へは積極的に声をかけるなどの指導）。
※マスクを外す場合は、人と十分な距離を確保する、会話を控えることについても記載。

4. 臨時休業の判断について考え方や参考事例を追記

- ・ 学校で感染者が発生した場合でも、臨時休業は濃厚接触者の特定や検査実施に必要な日数等で足り、現在は1～3日の臨時休業後の学校再開が一般的である旨を、事例・データとともに紹介。